

産業廃棄物名	内 容	具 体 的 例 示
燃 え 殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、コークス灰、重油燃焼灰等
汚 泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	1. 有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥（し尿の混入しているものを除く）、洗毛汚泥、消化汚泥、活性汚泥、（余剰汚泥）、糊かす、うるしかす 2. 無機性汚泥：浄水場沈でん汚泥、中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト泥、キラ、カーバイドかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、柚葉かす、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム（油性スカムを除く）、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、バフくず、廃サンドブラスト（塗料かすを含むものに限る）、スケール、スライム残さ、非煙脱硫石こう、赤泥、転写紙かす等
廃 油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油（スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等）、切削系廃油（水溶性、不水溶性）、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油（灯油、軽油、重油等）、動植物油系廃油（魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等）、廃溶剤類（シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、パークロルエチレン、アルコール等）、廃可塑剤類（脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等）、消泡用油剤、ビルジ、タンカー洗浄排水、タールピッチ類（タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等）、廃ワニス、クレオソート廃液、印刷インキかす、硫酸ピッチ（廃油と廃酸の混合物）、廃PCB、廃白土、タンクスラッジ、油性スカム・洗車スラッジ（廃油と汚泥の混合物）等
廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。	無機廃酸（硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等）、有機廃液（ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等）、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液（漂白浸せき工程、染色工程）、クロメート廃液、写真漂白廃液等
廃 アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。	洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液（精練工程、シルケット加工）、黒液（チップ蒸解廃液）、脱脂廃液（金属表面処理）、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール（発泡スチロールを含む）、廃ベークライト（プリント基板等）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）に係るもの	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等

産業廃棄物名	内 容	具 体 的 例 示
紙 く ず	出版業（印刷出版を行うものに限る）に係るもの 製本業及び印刷物加工業に係るもの PCBが塗布され、又は染み込んだもの	
木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）に係るもの パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの 物品賃貸業に係るもの（ ） 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積み付けのために使用した梱包用の木材を含む。）（ ） PCBが染み込んだもの	建設関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採木や伐根を含む）、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、パーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、物品賃貸業に係る廃木製家具類、貨物の流通に係る木製パレット等
繊維 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類） PCBが染み込んだもの	畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 （魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物）	動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等 植物性残さ：ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等
動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
ゴ ム く ず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引き布くず（廃タイヤは合成ゴムなので廃プラスチック類）
金 属 く ず		鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ドライ粉、半田かす、溶接かす等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		ガラスくず：廃空ビン類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉 コンクリートくず：製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず 陶磁器くず：土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、石こう型、レンガ破片、瓦破片等 石こうボード
鉍 さ い		高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい（スラグ）、キューボラ溶鉍炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、不良鉍石、不良石炭、粉炭かす、鉍じん、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く）
が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く）	コンクリート破片、レンガ破片、アスファルト破片、その他これに類する各種廃材等

産業廃棄物名	内 容	具 体 的 例 示
動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿等
動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体	同上の家畜の死体
ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、産業廃棄物である紙くず(PCBが塗布され、又は染み込んだもの)、木くず(PCBが染み込んだもの)、繊維くず(PCBが染み込んだもの)若しくは金属くず(PCBが付着し、又は封入されたもの)の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの	有害汚泥のコンクリート固型物 焼却灰の熔融固化物

注1) 「産業廃棄物名」欄に 印のある産業廃棄物については、排出される業種が指定されています。

- 2) 「木くず」については、平成20年4月1日から、「物品賃貸業に係る木くず(リース業から排出される廃木製家具・器具類)」及び「貨物の流通のために使用したパレット(パレットの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)に係る木くず」を産業廃棄物として追加。